平成２３年（フ）第５６号
長野県諏訪市大字湖南692番地10
債務者　横田　**巻**雄
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第５７号
長野県諏訪市大字湖南692番地10
債務者　横田　敏子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第７１９号
京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町42番地　東杉ノ宮ハイツ305
債務者　今吉　　基
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６３号
京都市北区紫野南舟岡町71番地
債務者　村田　勇司
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２７号
京都市右京区龍安寺塔ノ下町19番地３
債務者　上原板金こと　上原　和夫
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７９号
京都市右京区太秦井戸ヶ尻町26番地１
債務者　読売センター太秦こと　勝賀瀬俊二
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９１号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地９棟104号
債務者　小谷　昌弘
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９７号
京都市北区紫野西泉堂町２番地　泉堂マンション206
債務者　隅田運送こと　隅田　政弘
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４６号
京都市山科区勧修寺縄手町22　メゾン勧修寺103、住民票上の住所京都市山科区安朱中溝町８番地の９
債務者　髙山　富子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９９号
京都市右京区山ノ内中畑町44番地
債務者　高田　幸雄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０５号
京都府相楽郡精華町桜が丘３－６－14、住民票上の住所大阪市住之江区北加賀屋１丁目12番２－101号
債務者　志賀健一郎
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１７号
京都市西京区桂野里町５番地14　ラフォーレ桂201
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１９号
京都市伏見区深草西浦町７丁目32番地
債務者　大西満智子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５１号
京都市西京区上桂森下町１番地207
債務者　岩﨑　正晴
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５２号
京都市西京区上桂森下町１番地207
債務者　岩﨑るり子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
奈良県五條市須恵２丁目６番７号
債務者　辻本　裕己
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第３４号
奈良県五條市西吉野町黒渕1090番地
債務者　吉岡　明美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第１３５号
広島県呉市吉浦松葉町２番５号
債務者　三原　奈巳
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所呉支部